

# 浜松江之島高校 いじめ防止基本方針

## はじめに

平成 25 年に成立した「いじめ防止対策推進法」の具体的な運用を定めた国の「いじめの防止等のための基本的な方針」が平成 25 年 10 月 11 日にまとめられ、学校現場では同法に基づいた「学校いじめ防止基本方針」の作成、周知が求められている。以下に、県教委作成の「静岡県いじめの防止等のための基本的な方針」をもとに、「浜松江之島高校いじめ防止基本方針」を作成する。

## 第 1 章 基本的な事項

### 1 いじめの定義

生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等、当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものである。

### 2 いじめの理解

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

### 3 いじめの防止等に関する基本的な考え方

いじめ問題で最も重要なことは、いじめの未然防止に取り組むことである。いじめの被害や加害は、決して一部の生徒だけに関わる問題ではないことを認識し、生徒全体に対する働きかけが不可欠である。

- ・「いじめは、どの生徒にも、どこでも起こり得る問題である」という認識をもつ。
- ・「いじめは、人として絶対に許されない行為である」という毅然とした態度で臨む。
- ・小さなサインを見逃さず、生徒や保護者の立場に立って考え、初期段階から組織的に取り組む。
- ・日頃から生徒や保護者、地域との信頼関係の構築に努める。

## 第 2 章 組織の設置

### 1 いじめ未然防止といじめ早期発見のために「いじめ防止対策委員会」を設置する。

#### \* 構成員

校長、副校長、教頭、生徒指導主事、保健主事、養護教諭、関係職員等

#### \* 委員会の取組内容

- ・いじめ防止基本方針の作成
- ・いじめ防止のための年間指導計画の作成
- ・いじめ防止のための各種研修会の企画立案
- ・いじめ早期発見のためのアンケートの実施と結果報告
- ・その他

### 2 いじめを認知した場合は、その解決に向けて「拡大いじめ防止対策委員会」を設置する。

#### \* 構成員

校長、副校長、教頭、生徒指導主事、保健主事、養護教諭、関係職員（学年主任、担任、部活動顧問）  
教育相談担当、スクールカウンセラー 等

#### \* 委員会の取組内容

- ・ 事実関係の正確な調査・把握と報告
- ・ 関係者への指導や支援体制および対応方針の決定
- ・ 保護者との連携
- ・ 報道機関との連携

### 第3章 いじめの防止

未然防止の基本は、すべての生徒が安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に参加、活躍できる学校づくりを進めることから始まる。このことをふまえ、本校では以下のプログラムを実施する。

- ・ 「いじめ防止基本方針」を年度当初に共有し、いじめ防止に対する教職員の意識を保つ。(全教職員)
- ・ わかる授業づくりを進め、すべての生徒が参加、活躍できる授業の方法を工夫する。(全教職員)
- ・ 「人間関係づくりプログラム」などを活用し、生徒が自らいじめについて考える場や機会の設定をし、いじめが起こりにくい集団づくりを目指す。(生徒保健課・学年)
- ・ 学年会議、職員会議、サポート委員会を活用し、集団や個人の特性と配慮点を職員間で共有する。(学年・生徒保健課)

### 第4章 いじめの早期発見

いじめのサインは、いじめを受けている生徒からも、いじている生徒の側からも出されるものである。深刻な事態を招かないためにも生徒たちのわずかな変化を手がかりに、早期発見に全力を尽くす。

#### 早期発見のための3つの手だて

##### 1 観察

授業中だけでなく休み時間にも声をかけ、生徒の様子に注意をはらう。

##### 2 情報収集

定期的な個人面談、連続欠席の生徒宅への電話連絡、教科担当者との連携、養護教諭との連携、スクールカウンセラーとの連携等により情報交換、職員間での共有をする。

##### 3 調査

定期的なアンケートを実施する。

### 第5章 いじめに対する措置

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。(被害・加害生徒の関係職員が連携する。)

拡大いじめ防止対策委員会の招集

↓

多方面からの情報収集による全体像の把握

↓

解決に向けた支援と指導(未来に向けての支援を中心に行う)

↓

経過観察と再発防止(いじめ解消判断は、「被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が少なくとも3か月止んでいる」且つ「いじめの行為により被害生徒が心身の苦痛を感じていない」こと)

## 第6章 ネットいじめへの対応

ネット上の不適切な書き込み等に対しては、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。SNS、メール等を利用したいじめなどについては、学校における情報モラル教育を進めるとともに、保護者においても理解を求める。(総務情報課・生徒保健課)

## 第7章 重大事態への対処

重大事態とは

- 1 生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあったとき
- 2 相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあったとき
- 3 いじめられていて1や2に至ったという申し立てが生徒や保護者からあったとき

重大事態が発生した場合の対応

県教委へ報告し、その指導・支援のもと、以下のような対応に当たる。(「静岡県教育委員会いじめの重大事態対応マニュアル」参照)

調査組織を設置する。



被害生徒・保護者に対して被害者等の意向を踏まえた調査を行うことを丁寧に説明する。



調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施する。



いじめを受けた生徒及びその保護者に対して調査の進捗等の経過を適切に提供する。



調査結果を県教委、被害生徒、保護者に報告する。



調査結果を踏まえた必要な措置をする。

## 第8章 いじめ問題関係機関の連絡先

- |                    |  |                                 |                |
|--------------------|--|---------------------------------|----------------|
| ・静岡県ハロー電話ともしび(浜松)  | 053-471-8686   | 月～金                             | 10:00～17:00    |
| ・静岡県人権啓発センター       | 054-221-3330   | 月～金                             | 9:00～16:30     |
| ・法務省みんなの人権110番     | 0570-003-110   | 月～金                             | 8:30～17:15     |
| ・法務省こどもの人権110番     | 0120-007-110   | 月～金                             | 8:30～17:15     |
| ・静岡県24時間子供SOSダイヤル  | 0120-0-78310   | 24時間対応                          | (小・中・高生・保護者対象) |
| ・静岡県若者こころの悩み相談窓口   | 0800-200-2326  | 24時間対応                          | (39歳以下対象)      |
| ・静岡県教育委員会メール相談コーナー | <a href="mailto:kyoui_seisaku@pref.shizuoka.lg.jp">kyoui_seisaku@pref.shizuoka.lg.jp</a> |                                 |                |
| ・静岡県LINE相談         |  | 平日 14:00～22:00 土日祝日 14:00～21:00 | (39歳以下対象)      |

